

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

令和4年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- |             |                            |
|-------------|----------------------------|
| 1 指 定 年 月 日 | 令和4年3月22日                  |
| 2 調査を行う者の名称 | 那珂市                        |
| 3 調 査 地 域   | 大字南酒出の一部                   |
| 4 調 査 期 間   | 令和4年4月 1日から<br>令和7年3月31日まで |

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

令和4年3月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- |             |                            |
|-------------|----------------------------|
| 1 指 定 年 月 日 | 令和4年3月22日                  |
| 2 調査を行う者の名称 | 小美玉市                       |
| 3 調 査 地 域   | 高崎・上玉里・田木谷の各一部             |
| 4 調 査 期 間   | 令和4年4月 1日から<br>令和7年3月31日まで |